



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*37 和歌山県指定金融機関等事務取扱規則の一部を改正する規則 (会計課)..... 1

○ 教育委員会規則

*12 和歌山県情報公開条例の施行に関する和歌山県教育委員会規則の一部を改正する規則 1

○ 告示

670 大規模小売店舗立地法による有田川町から聴取した意見の概要 (商工振興課)..... 2

671 木材業者等の登録 (林業振興課)..... 2

672 道路の区域変更 (道路保全課)..... 3

673 道路の供用開始 (")..... 3

674 電線共同溝を整備すべき道路の指定 (")..... 3

○ 公告

職業訓練指導員試験の実施 (労働政策課)..... 4

規 則

和歌山県規則第37号

和歌山県指定金融機関等事務取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年6月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県指定金融機関等事務取扱規則の一部を改正する規則

和歌山県指定金融機関等事務取扱規則(平成7年和歌山県規則第87号)の一部を次のように改正する。
第4条第2項中「和歌山県農林水産振興資金特別会計農業改良資金に属する貸付金及び」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第12号

和歌山県情報公開条例の施行に関する和歌山県教育委員会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年6月14日

和歌山県教育委員会委員長 宮 永 健 史

和歌山県情報公開条例の施行に関する和歌山県教育委員会規則の一部を改正する規則

和歌山県情報公開条例の施行に関する和歌山県教育委員会規則(平成13年和歌山県教育委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項を次のように改める。

1 文書、図画又は写真	複写機により用紙に複写したもの (日本工業規格A列0番の大きさま でのもの。ただし、カラーによる	1枚につき A3まで 白黒 10円 A3まで カラー 40円
-------------	--	--------------------------------------

	写しの交付は、同規格A列3番の大きさまでのものに限る。）	A3を超えA2まで 50円 A2を超えA1まで 60円 A1を超えA0まで110円
--	------------------------------	---

別表第1の6の項中「250円」を「220円」に改め、同表7の項中「300円」を「320円」に改め、同表8の項を次のように改める。

8 6の項、7の項及び9の項に掲げるもの以外の電磁的記録	複写機により用紙に複写したもの（日本工業規格A列0番の大きさまでのもの。ただし、カラーによる写しの交付は、同規格A列3番の大きさまでのものに限る。）	1枚につき A3まで 白黒 10円 A3まで カラー 40円 A3を超えA2まで 50円 A2を超えA1まで 60円 A1を超えA0まで110円
	フレキシブルディスクカートリッジに複写したもの	1枚につき80円
	その他の電磁的媒体に複写したもの又は教育委員会が適当と認める方法により複写したもの	当該複写したものを作成する費用に相当する額

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第670号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により有田川町から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成23年6月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンターオークワ有田川店
有田郡有田川町天満池の内407-1
- 2 意見の概要
意見なし
- 3 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
有田川町産業課（有田郡有田川町大字金屋3番地）
和歌山県有田振興局地域振興部企画産業課（有田郡湯浅町湯浅2344-1）
- 4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
縦覧期間 平成23年6月14日から同年7月14日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第671号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第5条第3項の規定により、木材業、製材業及びチップ業の登録業者を次のとおり告示する。

平成23年6月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

木材	製材	チップ	登 録	住所又は主たる	氏名又は名称及び	業務の	営業所又は工場の
----	----	-----	-----	---------	----------	-----	----------

登録番号	登録番号	登録番号	年月日	事務所の所在地	代表者の氏名	態 様	名称及び所在地
	6001		平成 23. 4. 21	西牟婁郡上富田町生馬 518	吉田商店 吉田丈士	製材	西牟婁郡上富田町下鮎 川387

和歌山県告示第672号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年6月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 424号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海南市上谷字奥ノ谷63番3地先 から同市上谷字奥ノ谷50番1地 先まで	旧	3. 80 } 16. 65	143. 20	
同上	新	12. 40 } 26. 70	146. 80	

和歌山県告示第673号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年6月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 424号

供用開始の区間 海南市上谷字奥ノ谷63番3地先から同市上谷字奥ノ谷50番1地先まで

供用開始の期日 平成23年6月14日

和歌山県告示第674号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定したので、同条第4項の規定により告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年6月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新和歌浦梅原線

区 間	延 長 メートル	指定の部分
和歌山市加納町（加納町交差点）から同市久保丁四丁目5番地先まで	900.00	上下線

公 告

公 告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条に規定する職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成23年6月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 試験実施職種

(1) 実技試験及び学科試験（指導方法及び関連学科）を実施する職種

自動車整備科

(2) 学科試験のうち指導方法のみを実施する職種（実技試験及び関連学科が免除される者を対象とする。）

別表に掲げる自動車整備科を除く全職種

2 試験科目

試験は、実技試験及び学科試験によって行い、その試験科目は、次のとおりである。

免 許 職 種	実技試験の科目	学 科 試 験 の 科 目
自動車整備科	自動車整備	1 指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規からなる科目をいう。以下同じ。） 2 関連学科 (1) 系基礎学科 ア 自動車工学（自動車、内燃機関、シャシ、電気及び電子装置、車体、燃料及び潤滑油） イ 材料（自動車用材料） ウ 安全衛生（安全管理及び衛生管理） エ 関係法規（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）） (2) 専攻学科 自動車整備法（整備法、検査法、整備及び検査機器）
上記以外の免許職種		指導方法

3 受験資格

(1) 次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができる。

ア 職業能力開発促進法第44条第1項の規定による技能検定に合格した者

イ 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第45条の2第2項及び第3項に規定する者

(2) 前号に該当する者であっても、次のいずれかに該当するものは試験を受けることができない。

ア 成年被後見人又は被保佐人に該当する者

イ 禁錮以上の刑に処せられた者

ウ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

4 試験の免除

職業能力開発促進法施行規則第46条の規定に該当する者は、試験の免除が受けられる。

5 試験日時及び場所

区 分	免許職種	試 験 日 時	試 験 場 所

学科試験	指導方法	全職種	平成23年10月16日(日) 午前9時から	和歌山県立和歌山産業技術専門学院 和歌山市小倉90番地 電話番号 073-477-1253
	関連学科	自動車整備科	平成23年10月16日(日) 午前10時10分から	
実技試験	自動車整備科	平成23年10月16日(日) 午後1時から		

6 受験の手続

(1) 受験申請に必要な書類

ア 受験申請書 1通

イ 履歴書 1通

ウ 受験資格を証する書面(卒業証明書、実務経験証明書等)

エ 試験の免除を受けようとする者は免除資格等に該当することを証する書面の写し

オ 写真(申請前6か月以内に撮影した上半身正面脱帽の縦4cm、横3cm大のものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記載の上受験申請書に貼り付けること。)

(2) 受験手数料

学科試験	実技試験	合計
3,100円	15,800円	18,900円

手数料の納付は、和歌山県収入証紙を受験申請書に貼り付けるものとする。ただし、学科試験の全部又は実技試験の免除を受ける場合は、その該当する試験の手数料は不要とする。

※ 受験申請書受付後は、手数料の返還は行わない。

(3) 書類の提出期限

平成23年8月29日(月)から平成23年9月9日(金)まで(郵送の場合は、平成23年9月9日までの消印のあるものは有効)

(4) 書類の提出先

和歌山市小松原通一丁目1番地(郵便番号 640-8585)

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局労働政策課(以下「労働政策課」という。)

(5) 受験票

受験申請書を受理したときは、後日受験票を送付する。

7 合格発表

平成23年11月11日(金)に合格者氏名を和歌山県報に登載するほか、県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、受験者に対して可否を通知する。電話での問い合わせには応じない。

8 その他

(1) 受験申請書用紙は、労働政策課、各振興局地域振興部企画産業課、和歌山県立和歌山産業技術専門学院、和歌山県立田辺産業技術専門学院、和歌山県職業能力開発協会で交付する。

(2) 受験申請書の郵送を希望するときは、切手140円分を同封して労働政策課に申し込むこと。

(3) 試験について不明な点は、労働政策課(電話番号 073-441-2800)に問い合わせること。

別表 職業訓練指導員免許職種一覧 123科

建築物衛生管理科	洋服科	配管科
園芸科	縫製科	住宅設備機器科
造園科	和裁科	さく井科
森林環境保全科	寝具科	土木科

鉄鋼科	帆布製品科	測量科
鋳造科	木型科	建築物設備管理科
鍛造科	木工科	ボイラー科
熱処理科	工業包装科	クレーン科
塑性加工科	紙器科	建設機械運転科
溶接科	製版・印刷科	港湾荷役科
構造物鉄工科	製本科	化学分析科
金属表面処理科	プラスチック製品科	公害検査科
機械科	レザー加工科	木材工芸科
電子科	ガラス科	竹工芸科
電気科	ほうろう製品科	漆器科
コンピュータ制御科	陶磁器科	貴金属・宝石科
発電電科	石材科	印章彫刻科
送配電科	めん 麵科	塗装科
電気工事科	パン・菓子科	広告美術科
自動車製造科	食肉科	デザイン科
自動車整備科	水産物加工科	義肢装具科
自動車車体整備科	発酵科	電気通信科
航空機製造科	建築科	電話交換科
航空機整備科	枠組壁建築科	事務科
鉄道車両科	とび科	貿易事務科
造船科	建設科	流通ビジネス科
時計科	プレハブ建築科	写真科
光学ガラス科	屋根科	介護サービス科
光学機器科	スレート科	理容科
計測機器科	建築板金科	美容科
理化学機器科	防水科	ホテル・旅館・レストラン科
製材機械科	サッシ・ガラス施工科	観光ビジネス科
内燃機関科	昼科	日本料理科
建設機械科	インテリア科	中国料理科
農業機械科	床仕上げ科	西洋料理科
縫製機械科	表具科	臨床検査科
織布科	左官・タイル科	フラワー装飾科
織機調整科	築炉科	メカトロニクス科
染色科	ブロック建築科	情報処理科
ニット科	熱絶縁科	フォークリフト科
洋裁科	冷凍空調機器科	福祉工学科